

賃貸住宅ご入居者のための

思わぬ事故とその対策

No. 4

「えー、火元が隣なのに賠償してもらえないの？」

《もらい火と失火責任法》



火災の場合、出火元の方は、延焼した近隣の方々に対しての賠償責任を免れるケースが多いのです。それは「失火責任法」という法律によって定められているからです。

そもそも日本は木造家屋が多いため、昔から火にはとても弱く、ひとたび火災が発生すると、たちまち広範囲に延焼してしまいました。そのため、出火元にその広い範囲に及んだ損害をすべて賠償させることは実態上不可能であり、故意も

しくは重大な過失でない場合、「失火責任法」によって賠償責任を負わせないこととしています。つまり、もらい火に対しては、出火元から賠償を受けられない場合が多いということであり、自分の家財には自分で保険に加入する等の対策が必要となるのです。

「ところで、失火原因が故意もしくは重大な過失だった場合は賠償責任が発生する訳だから、そのときは出火元が加入している個人賠償責任保険で、自分の損害分を支払ってもらえますよね？」

放火などの故意の場合は、保険約款上の「賠償損害保険金を支払わない場合」に該当するため、出火元に賠償責任は生じるものの保険金の支払対象外となります。また、重過失で損害賠償保険金が支払われる場合においても、生活再建に必要な金額には不足してしまうケースも多いので注意が必要です。

—そんな事故に備えて、「ハートマーク補償」にご加入ください—



株式会社宅建ファミリー共済